

令和6年度 第15回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和6年11月21日(木) 午前10時から10時25分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員 | 委 員 長 | 中 本 久美子 | | | |
| | 委 員 | 細 田 耕 治 | | | |
| | 委 員 | 小 松 哲 也 | | | |
| 2 事務局職員 | 事 務 局 長 | 山 本 雅 美 | 次長兼給与課長 | 灘 尾 幸 三 | |
| | 任用課長 | 尾 田 聡 子 | 係 長 | 浅 田 瑞 生 | |
| | 係 長 | 山 口 玲 夏 | 係 長 | 河 崎 卓 哉 | |
| | 主 事 | 小 谷 健 太 | 主 事 | 蓮 佛 藍 子 | |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和7年4月採用予定 障がい者対象(身体、精神)・高校卒業程度)の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 職員の職務に専念する義務の免除について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号は公開、議案第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験(令和7年4月採用予定 障がい者対象(身体、精神)・高校卒業程度)の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

鳥取県知事から職員の職務に専念する義務の免除について以下のとおり申請があり、適当と認められるので以下のとおり承認する。

職員が保護司としての活動をする場合

1 職員名

生活環境部食肉衛生検査所 職員

2 申請期間

承認日から令和7年5月31日まで(保護司としての任期)のうち、保護司として活動する時間

3 根拠法令

「職務に専念する義務の特例に関する規則」

○職務に専念する義務の特例に関する規則

(義務免除)

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

4 承認理由

- ・ 保護司は、保護司法第3条第1項の規定により法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であり、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することをその使命とするもので、その活動は社会貢献性が高いと言える。
- ・ 保護司法第17条の規定によれば、地方公共団体は保護司の活動に対して必要な協力ができることとされている。
- ・ また、近年、保護司適任者の確保が困難となっており、令和3年7月には総務省及び法務省の連名で「保護司活動に対する一層の御理解・御協力について(依頼)」(令和3年7月15日付総行政第151号・法務省保更第111号)が発出され、公務に支障の無い範囲内で保護司の活動に対して、職務専念義務を免除することについて依頼がなされている。
- ・ 当該職員は、令和3年6月1日から保護司として委嘱され、月に1、2回程度活動しており、その活動に際して現在まで公務上に支障は生じていないと所属長、任命権者ともに認めている。

5 当委員会の判断

申請理由は妥当と考えられることから、承認することが適当である。

6 承認日

議決日

六 次回人事委員会の開催

令和6年11月29日(金)午前10時00分から開催することとした。